

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとすることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

平成30年7月1日現在

番号	氏 名	団 体 名 等
1	いま や りょう ぞう 今 屋 良 三	さつま日置農業協同組合 串木野支所
2	かん ば ひろ し 勘 場 裕 司	いちき串木野商工会議所
3	く き の ひろ こ 久 木 野 公 子	市地域女性団体連絡協議会
4	く き やま すみ ひろ 久 木 山 純 広	市まちづくり連絡協議会
5	こ ばる いち し 小 原 市 志	公募委員
6	さか ぐち しげ き 坂 口 重 樹	(公社)串木野青年会議所
7	しょう の まさ ゆき 生 野 正 行	行政経験者
8	すけ した かず み 祐 下 和 美	公募委員
9	たて いし おさ お 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
10	の もと てつ や 野 元 鉄 矢	(株)光里苑(高齢者多機能福祉施設)
11	はま さき じゅん こ 濱 寄 純 子	市PTA連絡協議会
12	はや さき たつ や 早 崎 達 哉	串木野市漁業協同組合
13	ふじ ま ひろ ゆき 藤 間 浩 之	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所
14	よね もり そう た 米 盛 総 太	鹿児島銀行 串木野支店

50音順

●委員長 久 木 山 純 広

●委員長代理 生 野 正 行

◆任 期 …… 2年間（平成30年7月1日～32年6月30日）

◆事務局 いちき串木野市総務課

課 長	田 中 和 幸
課 長 補 佐	山 崎 達 治
行 政 係 長	勝 田 友 和
主 任	濱 田 誠
主 任	松 田 剛 志